

改正

平成29年1月13日告示第7号

令和元年6月7日告示第11号

令和5年3月28日告示第34号

令和7年3月31日告示第23号

東金市あんしん電話事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、あんしん電話を貸与し、緊急時通報システムを提供することにより、当該ひとり暮らし高齢者等の安否確認及び急病、事故等の緊急事態への対応を図るとともに、近隣に居住する者等による支援活動を行い、もってひとり暮らし高齢者等の不安を解消し、その安全な日常生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり暮らし高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者

イ 65歳以上の高齢者であって同居者の就労又は就学により継続的に日中又は夜間において独居となる世帯（以下「日中独居世帯」という。）に属する者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級又は2級に該当する障害を有する65歳未満の者のみで構成される世帯に属するもの

(2) あんしん電話 家庭用端末装置及び携帯型無線機により、受信センターへの緊急事態における通報及び健康相談が可能である装置をいう。

(3) 緊急時通報システム あんしん電話が発した緊急時通報を通信回線等により受信センターに送信する仕組みをいう。

(対象者)

第3条 あんしん電話の貸与を受け、及び緊急時通報システムを利用することができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている在宅のひとり暮らし高齢者等であって、

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居所に固定電話が設置されていること又は携帯電話を所有している者であること。
- (2) 同一の世帯に属する者があんしん電話の貸与を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、あんしん電話の貸与を受け、及び緊急時通報システムを利用することができる。

(申請)

第4条 あんしん電話の貸与を受け、及び緊急時通報システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、東金市あんしん電話事業利用申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあつては、身体障害者手帳の写し
- (2) 申請者が生活保護受給世帯に属する場合にあつては、生活保護受給証明書
- (3) 申請者が属する世帯全員の当該年度（4月から7月までの間にあつては、前年度）分の市町村民税の所得割の課税状況を証する書類
- (4) あんしん電話協力員等届出書（別記第2号様式）又は協力員代行サービス利用届出書（別記第3号様式）
- (5) 同意書（別記第4号様式）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号から第3号までに規定する書類について、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の同意のもとに当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(貸与の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、あんしん電話の貸与及び緊急時通報システムの利用の可否を決定し、その旨を東金市あんしん電話事業利用可否決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定によりあんしん電話の貸与及び緊急時通報システム利用の決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、あんしん電話が破損等し、又は緊急時通報システムに不具合等が生じたときは、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

(費用の負担)

第6条 利用者は、別表に定めるところにより、あんしん電話の貸与及び緊急時通報システムの利用に係る費用を負担するものとする。

(変更届)

第7条 利用者は、第4条第1項の申請事項(同項第4号に規定する書類に記載された事項を含む。)に変更があったときは、東金市あんしん電話事業利用申請事項変更届(別記第6号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

(費用負担の変更)

第8条 市長は、第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項のいずれかに変更があったことにより利用者が負担すべき額を変更したときは、東金市あんしん電話事業負担額変更決定通知書(別記第7号様式)により当該利用者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第9条 利用者又はその親族(以下この条において「利用者等」という。)は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、東金市あんしん電話事業利用取消届(別記第8号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第3条第1項の要件を欠くに至ったとき。

(2) あんしん電話の貸与及び緊急時通報システムの利用の必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該利用者等に、あんしん電話の返還を求め、緊急時通報システムの利用を停止するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出がない場合であっても、利用者が同項第1号に該当し、又は虚偽その他不正な手段によりあんしん電話の貸与を受け、若しくは緊急時通報システムを利用していたと認めるときは、当該利用者等に、あんしん電話の返還を求め、緊急時通報システムの利用を停止することができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、貸与を受けたあんしん電話をその目的以外に使用し、譲渡し、又はこれを担保に供してはならない。

2 利用者は、緊急時通報システムをその目的以外に使用してはならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(東金市緊急通報装置貸与事業実施要綱の廃止)

2 東金市緊急通報装置貸与事業実施要綱(平成14年東金市告示第17号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の東金市緊急通報装置貸与事業実施要綱の規定により緊急通報装置の貸与を受けている者は、この告示の規定によりあんしん電話の貸与及び緊急時通報システムの利用の決定を受けた者とみなす。

附 則 (平成29年 1月13日告示第7号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の告示の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の告示の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年 6月 7日告示第11号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の改正規定 令和元年 8月 1日

(2) 第2条の改正規定 令和元年10月 1日

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和 5年 3月28日告示第34号)

この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 7年 3月31日告示第23号)

この告示は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表（第6条）

利用者の属する世帯の区分		1月当たりの負担額
生活保護受給世帯		0円
日中独居世帯以外の世帯	市町村民税の所得割が非課税である世帯	366円（協力員代行サービスを利用する世帯にあつては、397円）とする。
	市町村民税の所得割が課税されている世帯	1,833円（協力員代行サービスを利用する世帯にあつては、1,986円）とする。
日中独居世帯		3,520円（協力員代行サービスを利用する世帯にあつては、3,820円）とする。

備考

- 1 負担額は、あんしん電話を設置した日の属する翌月からあんしん電話を返還した日の属する月までの月分を負担するものとする。
- 2 月の途中においてあんしん電話を設置し、又はあんしん電話を返還した者に係る当該利用月分の負担額について、日割り計算は行わないものとする。